

令和3年12月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,008
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 481,300
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区		選 挙 区		選 挙 区	
下田市・賀茂郡	18,028	富 士 市	69,519	掛 川 市	31,365
伊 東 市	19,879	富 士 宮 市	36,413	袋井市・森町	28,044
熱 海 市	10,702	静 岡 市 葵 区	70,779	磐 田 市	45,136
伊 豆 市	8,704	静 岡 市 駿 河 区	58,370	浜 松 市 中 区	64,596
伊 豆 の 国 市	13,517	静 岡 市 清 水 区	66,136	浜 松 市 東 区	35,360
函 南 町	10,614	焼 津 市	37,972	浜 松 市 西 区	29,753
三 島 市	30,423	藤 枝 市	40,043	浜 松 市 南 区	27,635
清水町・長泉町	20,404	牧之原市・吉田町	19,849	浜 松 市 北 区	25,606
裾 野 市	14,030	島田市・川根本町	28,980	浜 松 市 浜 北 区	26,647
御殿場市・小山町	28,824	御 前 崎 市	8,644	浜 松 市 天 竜 区	8,019
沼 津 市	54,627	菊 川 市	12,405	湖 西 市	15,786